

造林事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 笠井 修一と請負者
とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年1月16
日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、素材の検知業務請負契約約款によって公正
な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	置賜森林管理署 森林環境保全整備事業（大石沢外9地区）
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和8年11月27日
契約期間	令和8年 月 日 ~ 令和8年11月27日
納入場所・履行場所	大石沢外9国有林 20号林小班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 分任支出負担行為担当官
置賜森林管理署長
笠井 修一

乙

契約条項

第1条 国有林野事業製品生産事業請負契約約款中選択される条項は契約内訳書のとおりである。

第2条 本契約の特約条項については別紙1、別紙2のとおりである。

第3条 本契約の箇所及び数量は請負事業内訳書のとおりである。

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負予定数量	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境保全整備事業(大石沢外9地区)	保育間伐(活用型) 計 検知	ha 36.66 ha 36.66	m ³ 3,700 m ³ 3,700 m ³ 3,700		契約書のとおり	20ろ 林小班 外	山元 土場

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和8年11月27日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

5 特約事項

別紙1、2のとおり

請負事業内訳書

林小班	材種	作業工程	予定期量 (m ³)	履行期限	備 考
20ろ	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	214	令和8年11月27日	
20へ2	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	61	令和8年11月27日	
20ち2	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	328	令和8年11月27日	
20り	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	410	令和8年11月27日	
20る	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	78	令和8年11月27日	
20わ	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	265	令和8年11月27日	
20わ1	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	466	令和8年11月27日	
20か	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	70	令和8年11月27日	
20れ	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	1,741	令和8年11月27日	
21ろ	素材	伐木造材・集材 運材・巻立・検知	67	令和8年11月27日	
計			3,700		

(別紙 1)

特 約 事 項

- 1 虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 3 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する際の支障とならないようにすること。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。